

役員退職金規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人郁慈会（以下「法人」という）の理事・監事・評議員（以下「役員等」という）の退職金及び退職功労金について定めたものとする。

(退職金を支給する役員の種類)

第2条 この規程による退職金（第7条に定める退職功労金を除く）は、法人に勤務する常勤理事に適用する。ここでいう常勤理事とは役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規定の2条（2）と同じく、この法人を主たる勤務場所とし、週4日以上出勤し1日7.5時間以上勤務をしている理事のことを指す。

(退職金の不支給・減額)

第3条 次の各号の一に該当する者については、退職金を支給しない。但し、事情により算出した退職金の支給額を減額して支給することができる。

- ① 法令違反、重大なる過失又は故意による行為で法人に著しい損害を与え退職したとき。
- ② 刑事事件に関し有罪の判決を受けたとき。
- ③ 定款の規定に基づき、役員を解任されたとき。
- ④ 退職度、又は支給日までの間において在職中の行為につき解任に相当する事由が発見されたとき。

2 退職金の支給後1年以内に前項に規定する事由が発見された場合は、支給して退職金の返還を求めることができる。

(支給基準)

第4条 退職金額は、次の算式により、別表1に定める役位別支給基準率に基づいて算出された各役位における支給金額の合計額（退職金額の上限は10,000,000円）とする。

各役位退任時における報酬月額×各役位在任月数×各役位支給基準率
ただし、報酬月額は、職員を兼務する常勤理事に支給する職員分の給与及び通勤費等の諸手当を除くものとする。

- 2 役員が次の事由により退職する場合は、前項で算出した金額を支給する。
 - ① 死亡による退職
 - ② 傷病による退職
 - ③ 任期満了による退職
 - ④ 自己都合で辞任を申し出、理事会・評議会です了承された退職
- 3 前2項以外の理由で退職した場合は、その理由又は事情により退職金額を増額又は減額して支給する。

(役位在任月数の算出)

第5条 前条の役位在任月数は役位に就任した日から起算し、当該役位の退任の日までとする。

- 2 前項の場合、1ヶ月未満の月数は切捨てる。

(金額の端数計算)

第6条 退職金の最終計算において、千円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(退職功労金)

第7条 非常勤の役員等について別表2に定める役位別に計算した支給金額の合計額を退職功労金として支給する。

- 2 次の各号の一に該当する者については、退職功労金を支給しない。
 - ① 法令違反、重大なる過失又は故意による行為で法人に著しい損害を与え退職したとき。
 - ② 刑事事件に関し有罪の判決を受けたとき。
 - ③ 定款の規定に基づき、役員を解任されたとき。
 - ④ 退職後、又は支給日までの間において在職中の行為につき解任に相当する事由が発見されたとき。

(退職金と退職功労金との併給禁止)

第8条 常勤理事が非常勤の役員等となった場合又は非常勤の役員等が常勤理事となった場合には、前条に基づく退職功労金は支給せず、第4条に基づく退職金のみを支給するものとする。

ただし、第4条に基づいて算出した退職金の金額が前条に基づいて算出した

退職功労金の金額に満たない場合には、それらの金額の差額を退職金に加算して支給する。

(受給権者)

第9条 役員等が死亡した場合の退職金又は退職功労金は、死亡当時、本人の収入により生計を維持していた法定相続人に支給するものとし、配偶者を第一順位、子を第二順位、その他の相続人を第三順位とする。

(支払いの時期および方法)

第10条 退職金、退職功労金の支給は、退職の日（常勤理事が非常勤の役員等となる場合には常勤でなくなった月の末日をいい、その他の場合には役員等のいずれの役位も有さなくなった日をいう）から30日以内にその全額を通貨で支払う。但し、本人の同意がある場合は口座振り込み又は金融機関振出し小切手などにより支払うことができる。

2 本法人に債務のある場合は、その債務を返済した後に支払う。

附 則

1. この規程は平成29年10月19日から実施する。
2. 令和8年3月31日 一部改訂

別表1（第4条関係） 常勤理事の役位別支給基準率

役 位	支給基準率
理事長	20 / 100
業務執行理事	15 / 100
その他の常勤理事	10 / 100

別表2（第7条関係） 非常勤役員等の役位別退職功労金

役位	在任期間	支給金額
非常勤理事長	—	役位退任時の理事報酬月額×役位在任年数（上限2,000,000円）
非常勤業務執行理事	—	役位退任時の理事報酬月額×役位在任年数（上限1,000,000円）
その他の非常勤理事・ 監事・評議員	2年～10年	100,000円
	10年以上	200,000円

※非常勤理事長・業務執行理事の支給金額を計算する場合の在任年数について、1年未満の端数がある場合には、6か月以上の端数は1年とし、6か月未満の端数は切捨てる